

<p>□ 1. 改葬先（霊園等）にて「霊園使用許可証」または「受入証明書」を申請する。</p> <p>⇒ 改葬先より「霊園使用許可証」または「受入証明書」を受取る。</p> <p>※ 改葬先にて当該遺骨受入れを証明する書類（書類名称は改葬先により異なる）。</p> <p>※ 申請詳細については、改葬先にご確認ください。</p>
<p>□ 2. 船橋市環境保全課（船橋市役所本庁舎4階）の窓口にて「収蔵証明書」を申請する。</p> <p>&lt;ご用意いただくもの&gt;</p> <p>□ ア) 改葬先が発行した「霊園使用許可証」または「受入証明書」</p> <p>□ イ) 船橋市が発行した「船橋市霊堂使用許可証」</p> <p>※ 使用許可証紛失の場合は環境保全課までご相談ください（再交付可、手数料300円）。</p> <p>□ ウ) 手数料（遺骨1体につき300円分）</p> <p>□ エ) 本人確認書類（運転免許証など）</p> <p>※顔写真のついていない本人確認書類については、2種類提示してください。</p> <p>（例：健康保険証、介護保険被保険者証、国民年金手帳等の官公署が発行した書類）</p> <p>⇒ 環境保全課より オ)「収蔵証明書」、カ)「霊堂返還届」（申請用紙）を受取る。</p> <p>ア)、イ)、エ) が戻る。</p> <p>※ 霊堂使用者以外が窓口に来られる場合は使用者ご本人が記載した委任状もご提出ください。</p> <p>※ 使用者の方がお亡くなりになっている場合、名義変更手続きと同様の書類（使用者の死亡の記載がある戸籍、使用者と申請者とのつながりが確認できる戸籍等）を提出してください。</p>
<p>□ 3. 戸籍住民課（本庁舎1階）の窓口にて「改葬許可証」を申請する。</p> <p>&lt;ご用意いただくもの&gt;</p> <p>□ ア) 改葬先が発行した「霊園使用許可証」または「受入証明書」</p> <p>□ エ) 本人確認書類（運転免許証など）</p> <p>□ オ) 船橋市環境保全課が発行した「収蔵証明書」</p> <p>⇒ 後日、戸籍住民課より キ)「改葬許可証」を受取る（即日発行不可、窓口または郵送）。ア)、エ) が戻る。</p> <p>※ 埋蔵されている方及び申請者の本籍が船橋以外の場合、戸籍謄本をお持ちであれば持参をお願いします。</p>
<p>□ 4. 改葬日決定後、船橋市営霊園管理事務所に改葬手続き・霊堂返還の電話予約する。</p>
<p>□ 5. 改葬日当日、船橋市営霊園管理事務所にて改葬手続き・霊堂返還を申請する</p> <p>&lt;ご用意いただくもの&gt;</p> <p>□ イ) 船橋市が発行した「船橋市霊堂使用許可証」</p> <p>□ エ) 本人確認書類（運転免許証など）</p> <p>□ カ) 船橋市環境保全課にて受け取った「霊堂返還届」（申請者にて必要事項記入済）</p> <p>□ キ) 船橋市戸籍住民課が発行した「改葬許可証」原本</p> <p>□ ク) 同「改葬許可証」コピー 各1部</p> <p>⇒ 上記を持参して申請手続き、エ) が戻る</p> <p>※ 3月末までに返還届手続きがされなかった場合は、翌年度分（4月から1年分）の霊堂使用料が発生するのでご注意ください。</p>
<p>□ 6. 改葬先（霊園等）ならびに 改葬先の所在地自治体にて、受入れ手続きを申請する。</p> <p>● 詳細については、改葬先（霊園等）ならびに当該自治体にご確認ください。</p> <p>● 改葬先（霊園等）に墓石等を設置する、改葬先使用墓地のカロート部に当該遺骨を納める、などにつきましては、改葬先（あるいは石材店等）にご相談ください。</p>